

令和7年4月30日

自由民主党「出産費用等の負担軽減を進める議員連盟」

会長 小渕優子 殿

事務局長 加藤鮎子 殿

事務局次長 国光あやの 殿

出産ケア政策会議 代表 古宇田千恵
出産ケア政策会議 顧問 井上清成

正常分娩を保険適用の対象とする 妊産婦中心の「出産保険」制度の創設を求める提言（その7）

正常分娩の保険現物給付は「助産の給付」

はじめに —「助産の給付」の提言

現在、正常分娩の保険化が着々と進んでいる。引き延ばしを模索している勢力もあるが、その勢力はそう多くのことは望めないであろう。当初予定通りに 2026 年 4 月から実施することも可能な状況に至っていると言つてよい。

さて、その際に、疾病又は負傷に関する「療養の給付」とは異なる法概念は、何という名前のどのような内容のものにすべきであろうか。まだそのことに言及する者はいないよう見える。

そこで、ここでは、その趣旨・内容を明らかにしつつ、「助産の給付」を提言したい。

1. 問題の所在

（1）正常分娩はほとんどが助産師にタスクシフト

まずは、前田津紀夫構成員の発言（2024 年 12 月 11 日付け厚労省第 6 回「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」議事録より）を引用する。

「現在の分娩費の構成というのは、助産師の活躍に対して専用請求書の欄に何も書くところがないのです。どうやって助産師の活躍を評価してあげたらいいかというと、これは分娩費ということになるわけです。ところが、保険の議論になったときに、まさにおっしゃったとおり、助産師の活躍をどのように点数で評価するのか。今まででは看護師の体制などを、病棟に何人いるから少し高くなるとか、そういうふうな形でしたけれども、実際にはそんなものでは済まないです。ほとんどタスクシェアをしておりますので、あるいは、ほとんどタスクシフトをしていると言ってもいいぐらいです。ですから、分娩費の多くは助産師の活躍によってなされているわけです。」

つまり、正常分娩は、そのほとんどがタスクシフトされていて、正常分娩の介

助とはいわば「助産師の行為」と言ってよいくらいである。

(2) 療養の給付と正常分娩の保険給付は全く異なる

前田津紀夫構成員の発言（同上）では、次のように結論づけられている。

「それを、なぜ現物給付化できるかというのは不思議で仕方がない。そういう議論があること自体が、私は不思議で仕方がありません。お産の現場を知っている人間なら誰しもそう思うと思いますが、これは、療養の給付とは全く別の概念で考えていただかないと、いくら医療機関が提供しているからといって、療養の給付と分娩は全く違います。」

つまり、「療養の給付」と正常分娩における現物給付とは、概念が全く異なるというのである。確かにそのとおりであろう。

2. 量的な行為評価から質的な結果評価へ

もともと「療養の給付」は、出産においては原則として、「異常分娩」の「出来高払い」という個々の医療行為ごとに分割してそれを量的に積み上げていく法概念であった。一旦、個々具体的な一つ一つの行為に細分化して、その上で逆にそれらを一つずつカウントして、積み上げていく方式なのである。

そのような法概念や方式に馴れてしまったため、そのような観点から見る前田構成員には、「正常分娩の保険化」（助産行為の標準化、助産の給付）が理解しにくかったのである。

そもそも正常分娩は今まで、そのほとんどを助産師にタスクシフトしてしまっていた。実際には、通常は産科医師が現実的実質的に果たす役割は小さくなっていたのである。そして、そのタスクシフトされた助産師の助産行為たるや、医療行為とは異なり、連続した不可分一体の行為であって、それを一つ一つの行為に細分化するのは適切な所為ではない。

つまり、量的な行為評価から質的な結果評価へと移行していると言えよう。

3. 正常分娩に関して助産所で提供されているケア内容

助産師の具体的な助産行為は、次のとおりの高田昌代構成員の発言（2024年8月1日付け厚労省第2回「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」議事録より）が分かりやすい。

「助産所では、家庭的でプライバシーに配慮できる環境、例えばリラックスできる環境は、音や光に配慮し、周りにいてほしい人だけがいる。そういう安心した環境を提供し、その人が持っている力を信じ、産婦側も力を最大限発揮できるように、状況やその人に合ったことを分析した上で支援を行っております。分娩進行中は、産婦が不安や孤独を感じることがないよう、常に家族や助産師が見守り付き添います。決して独りぼっちにはいたしません。夫や上の子も重要なキーパーソンですので、家族が主体的に出産に向き合い、新しい家族関係がスタートできるように見守

り、支援をします。」

また、高田構成員提出資料（2024年8月1日付け厚労省第2回「妊娠・出産・産後ににおける妊産婦等の支援策等に関する検討会」資料4の15ページより抜粋）では、連続した不可分一体の「分娩時のケア」が網羅的に示されている。

業務種別	ケア細目	業務内容
分娩時のケア	薬剤による産痛緩和ケア	身体のマッサージ、温罨法、体位の工夫、温浴（浮力の利用）
	薬剤による分娩促進ケア	胎盤への血流保持ができる体位の工夫、体力維持のための栄養・水分補給、効果的な休息の促し
	産道損傷を防ぐケア	努責の調整、産婦の侵襲が少ない内診、会陰の温罨法、会陰保護
	胎児の健康状態確認	胎児心拍数陣痛図の適切なチェック・必要時に超音波断層撮影も活用し、正常の確認。逸脱の予想される状況では早めに高次医療施設へ相談。搬送を判断する。
	母体の健康状態確認	バイタルサインの確認、産痛緩和ケア、分娩時の静脈確保、産婦が身体を解放できるような場づくり。
	家族へのケア	家族が主体的に振る舞い、親子関係の確立が促されるような場の提供。

4. 「助産の給付」という新しい法概念

高田構成員が提示した（正常分娩に関して）「助産所で提供されている内容（分娩介助等）」は、そのまま、それら全体が一体として「助産の給付」であると評しえよう。

この「助産の給付」を中心として法令を改正するのならば、一つのサンプルとして、添付の法令改正案（健康保険法、助産担当規則、保助看法、医師法、医療法）のようにもなることであろう。一つのたたき台として、ここに提言するものである。

以上

https://mamanone.jp/doc/Houreikaiseian_Shuseikasyomeiji.pdf

修正箇所を明示した法令改正案

- A. 健康保険法
- B. 助産担当規則
- C. 保助看法
- D. 医師法
- E. 医療法

<https://mamanone.jp/doc/Houreikaiseian.pdf>

法令改正案

- A. 健康保険法
- B. 助産担当規則
- C. 保助看法
- D. 医師法
- E. 医療法

2025年4月30日

出産ケア政策会議

法令改正案

(修正箇所を明示。追加部分は青字。削除部分は赤字。)

A. 健康保険法 (改正案箇所のみ抜粋)

第四章 保険給付

第一節 通則

(保険給付の種類)

第五十二条 被保険者に係るこの法律による保険給付は、次のとおりとする。

- 一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給

一の二 助産の給付

- 二 傷病手当金の支給
- 三 埋葬料の支給
- 四 出産育児一時金の支給
- 五 出産手当金の支給
- 六 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給
- 七 家族埋葬料の支給
- 八 家族出産育児一時金の支給
- 九 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

(健康保険組合の付加給付)

第五十三条 保険者が健康保険組合である場合においては、前条各号に掲げる給付に併せて、規約で定めるところにより、保険給付としてその他の給付を行うことができる。

(法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例)

第五十三条の二 被保険者又はその被扶養者が法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務（被保険者の数が五人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって厚生

労働省令で定めるものを除く。)に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。

(日雇特例被保険者に係る保険給付との調整)

第五十四条 被保険者に係る家族療養費（第百十条第七項において準用する第八十七条第一項の規定により支給される療養費を含む。）、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、次章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料の支給若しくは助産の給付、出産育児一時金の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

(他の法令による保険給付との調整)

第五十五条 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族埋葬料の支給は、同一の疾病、負傷又は死亡について、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次項及び第百二十八条第二項において同じ。）又は地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）若しくは同法に基づく条例の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

- 2 保険者は、傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を行う者に対し、当該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。
- 3 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の疾病又は負傷について、介護保険法の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
- 4 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

(保険給付の方法)

第五十六条 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、

家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給は、その都度、行わなければならない。第百条第二項（第百五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給についても、同様とする。

- 2 傷病手当金及び出産手当金の支給は、前項の規定にかかわらず、毎月一定の期日に行なうことができる。

（損害賠償請求権）

第五十七条 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

（不正利得の徴収等）

第五十八条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の場合において、事業主が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関において診療に従事する第六十四条に規定する保険医若しくは第八十八条第一項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該事業主、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

- 3 保険者は、第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第八十五条第五項（第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第八十八条第六項（第百十一条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第百十条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(文書の提出等)

第五十九条 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第二百二十一条において同じ。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

(診療録の提示等)

第六十条 厚生労働大臣は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、医師、歯科医師、助産師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、助産、薬剤の支給又は手当に関し、報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、療養の給付、助産の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該保険給付に係る診療、助産、調剤又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第二節 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給並びに助産の給付

第一款の二 助産の給付の支給

(療養助産の給付)

第六十三条の二 被保険者の疾病又は負傷正常分娩時の出産に関しては、次に掲げる療養助産の給付を行う。

- 一 分娩介助
 - 一の二 診察
 - 二 薬剤又は治療材料の支給
 - 三 処置、手術その他の治療
 - 四 居宅における療養助産上の管理及びその療養助産に伴う世話その他の看護
 - 五 病院又は診療所若しくは助産所への入院及びその療養助産に伴う世話その他の看護
- 2 次に掲げる療養助産に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。
- 一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床（以下「療養病床」という。）への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者（以下「特定長期入院被保険者」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）
 - 二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院

~~被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」という。)~~

~~④ 食事の提供である療養~~

~~□ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養~~

~~三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養（次号の患者中出療養を除く。）として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）~~

~~四 高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「患者中出療養」という。）~~

五一 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養助産（以下「選定療養助産」という。）

3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局、助産所のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。

一 保険医療機関又は厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局助産所（以下「保険薬局助産所」という。）若しくは保険薬局

二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは、診療所又は助産所若しくは薬局であって、当該保険者が指定したもの

三 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは、診療所又は助産所若しくは薬局

4 第二項第四号の中出は、厚生労働大臣が定めるところにより、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う医療法第四条の三に規定する臨床研究中核病院（保険医療機関であるものに限る。）の開設者の意見書その他必要な書類を添えて行うものとする。

5 厚生労働大臣は、第二項第四号の中出を受けた場合は、当該申出について速やかに検討を加え、当該申出に係る療養が同号の評価を行うことが必要な療養と認められる場合には、当該療養を患者中出療養として定めるものとする。

6 厚生労働大臣は、前項の規定により第二項第四号の中出に係る療養を患者中出療養として定めることとした場合には、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定により第三項第四号の中出について検討を加え、当該申出に係る療養を患者中出療養として定めないこととした場合には、理由を付して、そ

~~の旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。~~

(保険医又は保険薬剤師) (保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師)

第六十四八十七条の三 保険医療機関において健康保険の診療助産に従事する医師若しくは歯科医師保険助産所において健康保険の助産に従事する助産師又は保険薬局において健康保険の調剤助産に従事する薬剤師は、保険医若しくは厚生労働大臣の登録を受けた医師助産師若しくは歯科医師（以下「保険医助産師」と総称する。）又は薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）でなければならない。

(保険医療機関又は保険薬局の指定)

第六十五八十七条の四 第六十三八十七条の二 第三項第一号の指定は、政令で定めるところにより、病院若しくは、診療所、助産所又は薬局の開設者の申請により行う。

- 2 前項の場合において、その申請が病院又は病床を有する診療所に係るものであるときは、当該申請は、医療法第七条第二項に規定する病床の種別（第四項第二号及び次条第一項において単に「病床の種別」という。）ごとにその数を定めて行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三八十七条の二第三項第一号の指定をしないことができる。
 - 一 当該申請に係る病院若しくは、診療所又は薬局が、この法律の規定により保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局に係る第六十三八十七条の二第三項第一号の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないものであるとき。
 - 二 当該申請に係る病院若しくは、診療所若しくは助産所又は薬局が、保険給付に際し診療又は調剤助産の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第七十三条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けたものであるとき。
 - 三 当該申請に係る病院、診療所若しくは診療所助産所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 当該申請に係る病院、診療所若しくは診療所助産所又は薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五 当該申請に係る病院、診療所若しくは診療所助産所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律、船員保険法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、厚生年金保険法

(昭和二十九年法律第百十五号) 又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)(第八十九条第四項第七号において「社会保険各法」という。)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第八十九条第四項第七号及び第一百九十九条第二項において「社会保険料」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る社会保険料の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う社会保険料に限る。第八十九条第四項第七号において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

六 前各号のほか、当該申請に係る病院、診療所若しくは診療所助産所又は薬局が、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局として著しく不適当と認められるものであるとき。

- 4 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、~~第六十三~~八十七條の二第三項第一号の指定を行うことができる。
- 一 当該病院又は診療所の医師、歯科医師、看護師その他の従業者の人員が、医療法第二十一条第一項第一号又は第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める員数及び同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した員数を満たしていないとき。
 - 二 当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法第七条の二第一項に規定する地域における保険医療機関の病床数が、その指定により同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める基準病床数を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合(その数を既に超えている場合を含む。)であって、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十条の十一の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。
 - 三 医療法第七条の三第一項に規定する構想区域における保険医療機関の病床数が、当該申請に係る指定により同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める将来の病床数の必要量を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合(その数を既に超えている場合を含む。)であって、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十条の十一の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。
- 四 その他適正な医療の効率的な提供を図る観点から、当該病院又は診療所の病床の利用に関し、保険医療機関として著しく不適当なところがあると認められるとき。

(保険医療機関の指定の変更)

第六十六八十七条の五 前条第二項の病院又は診療所の開設者は、第六十三条第三項第一号の指定に係る病床数の増加又は病床の種別の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所に係る同号の指定の変更を申請しなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の指定の変更の申請について準用する。

(地方社会保険医療協議会への諮問)

第六十七八十七条の六 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第六十三八十七条の二第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定（指定の変更を含む。）を行おうとするとき、又は**保険助産所若しくは保険薬局**に係る同号の指定をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。

(保険医療機関又は**保険助産所若しくは保険薬局**の指定の更新)

第六十八八十七条の七 第六十三八十七条の二第三項第一号の指定は、指定の日から起算して六年を経過したときは、その効力を失う。

2 保険医療機関（第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。）又は**保険助産所若しくは保険薬局**であって厚生労働省令で定めるものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日前六月から同日前三月までの間に、別段の申出がないときは、同条第一項の申請があったものとみなす。

(保険医療機関又は**保険助産所若しくは保険薬局**のみなし指定)

第六十九八十七条の八 診療所又は**助産所若しくは薬局**が医師若しくは**歯科医師助産師**又は薬剤師の開設したものであり、かつ、当該開設者である医師若しくは**歯科医師助産師**又は薬剤師のみが**診療又は調剤助産**に従事している場合において、当該医師若しくは**歯科医師助産師**又は薬剤師について第六十四八十七条の三の登録があったときは、当該診療所又は**助産所若しくは薬局**について、第六十三八十七条の二第三項第一号の指定があったものとみなす。ただし、当該診療所又は**助産所若しくは薬局**が、第六十五条第三項又は第四項に規定する要件に該当する場合であって厚生労働大臣が同号の指定があったものとみなすことが不適当と認められるときは、この限りでない。

(保険医療機関又は**保険助産所若しくは保険薬局**の責務)

第七十八十七条の九 保険医療機関又は**保険助産所若しくは保険薬局**は、当該保険医療機関において**診療助産**に従事する保険医又は当該**保険助産所**において**助産**に従事する保険助産師若しくは当該**保険薬局**において**調剤助産**に従事する保険薬剤師に、第七十三八十

七条の十一第一項の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、**療養助産**の給付を担当しなければならない。

- 2** 保険医療機関又は**保険助産所若しくは保険薬局**は、前項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（以下「この法律以外の医療保険各法」という。）による**療養助産**の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養を担当するものとする。
- 3** 保険医療機関のうち医療法第四条の二に規定する特定機能病院その他の病院であって厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することその他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずるものとする。
- 4** 保険医療機関又は**保険助産所若しくは保険薬局**は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症その他の感染症に関する同法第三十七条第一項各号に掲げる医療その他必要な医療の実施について、国又は地方公共団体が講ずる措置に協力するものとする。

(保険医又は**保険助産師若しくは保険薬剤師**の登録)

- 第七十一条の十 第六十四条の三**の登録は、医師若しくは**歯科医師助産師**又は薬剤師の申請により行う。
- 2** 厚生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、**第六十四条の三**の登録をしないことができる。
- 一** 申請者が、この法律の規定により保険医又は**保険助産師若しくは保険薬剤師**に係る**第六十四条の三**の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。
 - 二** 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三** 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四** 前三号のほか、申請者が、保険医又は**保険助産師若しくは保険薬剤師**として著しく不適当と認められる者であるとき。
- 3** 厚生労働大臣は、保険医又は**保険助産師若しくは保険薬剤師**に係る**第六十四条の三**の登録をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければなら

ない。

- 4 第一項又は第二項に規定するもののほか、保険医並びに保険助産師及び保険薬剤師に係る第六十四八十七条の三の登録に関する必要な事項は、政令で定める。

(保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師の責務)

第七十二八十七条の十一 保険医療機関において診療助産に従事する保険医又は保険助産所において助産に従事する保険助産師若しくは保険薬局において調剤助産に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤助産に当らなければならない。

- 2 保険医療機関において診療助産に従事する保険医又は保険助産所において助産に従事する保険助産師若しくは保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、前項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療又は調剤助産に当たるものとする。

(厚生労働大臣の指導)

第七十三八十七条の十二 保険医療機関並びに保険助産所及び保険薬局は療養助産の給付に関し、保険医並びに保険助産師及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤助産に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤助産に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

(一部負担金)

第七十四条 第六十二条第三項の規定により保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき第七十六条第三項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならぬ。

一 七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）
百分の二十

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項の一部負担金（第七十五条の二第一項第一号の措

~~置が採られたときは、当該減額された一部負担金の支払を受けるべきものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお療養の給付を受けた者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。~~

~~第七十五条~~ 前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

(一部負担金の額の特例)

~~第七十五条の二~~ 保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関又は保険薬局に第七十四条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- ~~一 部負担金を減額すること。~~
 - ~~二 部負担金の支払を免除すること。~~
 - ~~三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。~~
- ~~2 前項の措置を受けた被保険者は、第七十四条第一項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うをもって足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。~~
- ~~3 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。~~

(療養助産の給付に関する費用)

~~第七十六条の十三~~ 保険者は、**療養助産**の給付に関する費用を保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は**保険助産所若しくは保険薬局**が**療養助産**の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、**療養助産**の給付に要する費用の額から、当該**療養助産**の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は**保険助産所若しくは保険薬局**に対して支払わなければならない一部負担金に相当する別に定める額を控除した額とする。

- 2** 前項の**療養助産**の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。
- 3** 保険者は、厚生労働大臣の認可を受けて、保険医療機関又は**保険助産所若しくは保険薬局**との契約により、当該保険医療機関又は**保険助産所若しくは保険薬局**において行われる**療養助産**の給付に関する第一項の**療養助産**の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。

- 4 保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、第七十八条の九第一項及び第七十九条の十一第一項の厚生労働省令並びに前二項の定めに照らして審査の上、支払うものとする。
- 5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の療養助産の給付に関する費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(療養の給付に要する費用の額の定めに関する厚生労働大臣の調査)

- 第七十八条の十四** 厚生労働大臣は、前条第二項の定めのうち薬剤に関する定めその他厚生労働大臣の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
- 2 厚生労働大臣は、保険医療機関のうち病院であって厚生労働省令で定めるものに関する前条第二項の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。
 - 3 前項に規定する病院は、同項の調査に資するため、当該病院に入院する患者に提供する医療の内容その他の厚生労働大臣が定める情報（第二百五十条の二第一項及び第二百五十条の三において「診療等関連情報」という。）を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の報告等)

- 第七十九条の十五** 厚生労働大臣は、療養助産の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関、保険助産所若しくは保険薬局若しくは保険医療機関、保険助産所若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険助産師、保険薬剤師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関、保険助産所若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険助産師、保険薬剤師その他の従業者（開設者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関、保険助産所若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第七条の三十八第二項及び第七十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第七条の三十八第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(保険医療機関等の指定の辞退又は保険医等の登録の抹消)

- 第七十九条の十六** 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師は、一月以上の予告期間を設けて、その登録の抹消を求めることができる。

(保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の指定の取消し)

第八十~~八~~七条の十七 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局に係る第六十三~~八~~七条の二第三項第一号の指定を取り消すことができる。

- 一 保険医療機関において診療助産に従事する保険医又は保険助産所において助産に従事する保険助産師若しくは保険薬局において調剤助産に従事する保険薬剤師が、第七十三~~八~~七条の十一第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。
- 二 前号のほか、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局が、第七十八~~八~~七条の九第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 三 療養助産の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項（第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第百十条第四項（これらの規定を第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による支払に関する請求について不正があったとき。
- 四 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局が、第七十~~八~~八~~八~~七条の十五第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の開設者又は従業者が、第七十~~八~~八~~八~~七条の十五第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該保険医療機関又は保険薬局の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。
- 六 この法律以外の医療保険各法による療養助産の給付若しくは被保険者若しくは被扶養者の療養又は高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養に關し、前各号のいずれかに相当する事由があったとき。
- 七 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の開設者又は管理者が、この法律そ

の他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

八 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師の登録の取消し)

第八十一条の十八 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師に係る第六十四条の三の登録を取り消すことができる。

- 一 保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師が、第七十三条の十一第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 二 保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師が、第七十八条の十五第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第七十八条の十五第一項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療又は調剤助産に關し、前二号のいずれかに相当する事由があったとき。
- 四 保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
- 五 保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがくなるまでの者に該当するに至ったとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(社会保険医療協議会への諮問)

第八十二条の十九 厚生労働大臣は、第七十八条の九第一項（第八十五条第九

項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。) 若しくは第三項若しくは第六十一条の十一第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。)の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六十一条の二第二項第三号若しくは第五号若しくは第六十一条の十三第二項(これらの規定を第百四十九条において準用する場合を含む。)の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。~~ただし、第六十三条第三項第二号の定めのうち高度の医療技術に係るものについては、この限りでない。~~

- 2 厚生労働大臣は、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局に係る第六十一条の二第三項第一号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は保険医、保険助産師若しくは保険薬剤師に係る第六十一条の三の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。

(処分に対する弁明の機会の付与)

第八十三条の二十 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第六十一条の二第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定(指定の変更を含む。)を行おうとするとき、若しくは保険助産所又は保険薬局に係る同号の指定をしないこととするとき、又は保険医、助産師若しくは保険薬剤師に係る第六十一条の三の登録をしないこととするときは、当該医療機関又は助産所若しくは薬局の開設者又は当該保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及びその事由を通知しなければならない。

(保険者が指定する病院等における療養助産の給付)

第八十四条の二十一 第六十一条の二第三項第二号及び第三号に掲げる病院、診療所若しくは診療助産所又は薬局において行われる療養助産の給付及び健康保険の診療又は調剤助産に関する準則については、第七十一条の九第一項及び第七十二条の十一第一項の厚生労働省令の例による。

- 2 第六十一条の二第三項第二号に掲げる病院、診療所若しくは診療助産所又は薬局から療養助産の給付を受ける者は、その給付を受ける際、第七十四条の規定の例別に定めるところにより算定した額を、~~一部負担金として~~当該病院、診療所若しくは診療助産所又は薬局に支払わなければならない。~~ただし、保険者が健康保険組合である場合においては、規約で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。~~

3 健康保険組合は、規約で定めるところにより、第六十三条第三項第二号に掲げる病院

~~若しくは診療所又は薬局から療養の給付を受ける者に、第七十四条の規定の例により算定した額の範囲内において一部負担金を支払わせることができる。~~

(入院時食事療養費)

- ~~第八十五条 被保険者（特定長期入院被保険者を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であるとの確認を受け、同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。~~
- ~~2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費の状況及び特定介護保険施設等（介護保険法第五十一条の三第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した額とする。~~
- ~~3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。~~
- ~~4 厚生労働大臣は、食事療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。~~
- ~~5 被保険者（特定長期入院被保険者を除く。以下この条において同じ。）が第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所から食事療養を受けたときは、保険者は、その被保険者が当該病院又は診療所に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該病院又は診療所に支払うことができる。~~
- ~~6 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し入院時食事療養費の支給があったものとみなす。~~
- ~~7 被保険者が第六十三条第三項第二号に掲げる病院又は診療所から食事療養を受けた場合において、保険者がその被保険者の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額の支払を免除したときは、入院時食事療養費の支給があったものとみなす。~~
- ~~8 第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。~~
- ~~9 第六十一条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十六条第三項か~~

~~ら第六項まで、第七十八条及び前条第一項の規定は、第六十二条第三項各号に掲げる病院又は診療所から受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。~~

(入院時生活療養費)

~~第八十五条の二~~ 特定長期入院被保険者が、~~厚生労働省令で定めるところにより、第六十二条第三項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、同条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。~~

- ~~2~~ 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した額とする。
- ~~3~~ 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。
- ~~4~~ 厚生労働大臣は、生活療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。
- ~~5~~ 第六十四条、第七十条第一項、第七十三条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十八条、第八十四条第一項及び前条第五項から第八項までの規定は、第六十二条第三項各号に掲げる病院又は診療所から受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。

(保険外併用療養費)

~~第八十六条~~ 被保険者が、~~厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。~~

- ~~2~~ 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額）とする。

~~— 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第七十六条第三項の定めを勘案~~

- して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の三第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額
- 二 当該食事療養につき第八十五条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額
- 三 当該生活療養につき前条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額
- ③ 厚生労働大臣は、前項第一号の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。
- ④ 第六十四条、第七十条第一項、第七十二条第一項、第七十三条、第七十六条第三項から第六項まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条第一項及び第八十五条第五項から第八項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養、患者申出療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。
- ⑤ 第七十五条の規定は、前項の規定により準用する第八十五条第五項の場合において第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

（療養費）

- 第八十七条** 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。
- ② 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、保険者が定める。
- ③ 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第七十六条第三項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第八十五条第三項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては

~~第八十五条の二第三項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第三項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。~~

B. 保険助産所及び保険助産師並びに保険医療機関及び保険医助産担当規則

~~昭和三十三年厚生省令第十五号~~

~~保険助産所及び保険助産師並びに保険医療機関及び保険医療助産担当規則~~

~~健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十二条ノ四第一項及び第四十二条ノ六第一項（これらの規定を同法第五十九条ノ三第七項において準用する場合を含む。）の規定に基き、並びに日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第三百七号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十二号）を実施するため、保険医療機関及び保険医療助産担当規則を次のように定める。~~

目次

第一章 保険助産所及び保険医療機関の~~療養助産~~担当（第一条—第十一条の三）

第二章 保険助産師及び保険医の~~診療助産~~方針等（第十二条—第二十三条の二）

第三章 雜則（第二十四条）

附則

第一章 保険助産所及び保険医療機関の~~療養助産~~担当

（~~療養助産~~の給付の担当の範囲）

第一条 保険助産所及び保険医療機関が担当する~~療養助産~~の給付並びに被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者の正常分娩（分娩が療養の給付とならなかつた場合）時の~~療養助産~~（以下単に「~~療養助産~~の給付」という。）の範囲は、次のとおりとする。

一 分娩介助

一の二 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における~~療養助産~~上の管理及びその~~療養助産~~に伴う世話~~その他の看護~~

五 病院又は診療所若しくは助産所への入院及びその~~療養助産~~に伴う世話~~その他の看護~~

（~~療養助産~~の給付の担当方針）

第二条 保険助産所及び保険医療機関は、懇切丁寧に~~療養助産~~の給付を担当しなければな

らない。

- 2 保険助産所及び保険医療機関が担当する療養助産の給付は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者妊産婦（以下単に「患者妊産婦」という。）の療養助産上妥当適切なものでなければならない。

（診療助産に関する照会）

- 第二条の二** 保険助産所及び保険医療機関は、その担当した療養助産の給付に係る患者妊産婦の疾病又は負傷出産に関し、他の保険助産所及び保険医療機関から照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。

（適正な手続の確保）

- 第二条の三** 保険助産所及び保険医療機関は、その担当する療養助産の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び療養助産の給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。

（健康保険事業の健全な運営の確保）

- 第二条の四** 保険助産所及び保険医療機関は、その担当する療養助産の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

（経済上の利益の提供による誘引の禁止）

- 第二条の四の二** 保険助産所及び保険医療機関は、患者妊産婦に対して、第五条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険助産所又は保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者妊産婦が自己の保険助産所又は保険医療機関において診療助産を受けるように誘引してはならない。

- 2 保険助産所及び保険医療機関は、事業者又はその従業員に対して、患者妊産婦を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者妊産婦が自己の保険助産所又は保険医療機関において診療助産を受けるように誘引してはならない。

（特定の保険薬局への誘導の禁止）

- 第二条の五** 保険医療機関は、当該保険医療機関において健康保険の診療助産に従事している保険医（以下「保険医」という。）の行う処方箋の交付に関し、患者妊産婦に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行つてはならない。

- 2 保険医療機関は、保険医の行う処方箋の交付に関し、患者妊産婦に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品

その他の財産上の利益を収受してはならない。

(掲示)

第二条の六 保険助産所及び保険医療機関は、その病院又は診療所若しくは助産所内の見やすい場所に、~~第五条の三第四項、第五条の三の二第四項及び~~第五条の四第二項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。

- 2 保険助産所及び保険医療機関は、原則として、前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(受給資格の確認等)

第三条 保険助産所及び保険医療機関は、**患者妊娠婦**から**療養助産**の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によつて**療養助産**の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない**患者妊娠婦**であつて、**療養助産**の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第三条第十三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）
- 二 **患者妊娠婦**の提出し、又は提示する資格確認書
- 三 当該保険助産所又は保険医療機関が、過去に取得した当該**患者妊娠婦**の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該**患者妊娠婦**が当該保険助産所又は保険医療機関から**療養助産**の給付（居宅における**療養助産**上の管理及びその**療養助産**に伴う世話その他**の看護**に限る。）を受けようとする場合であつて、当該保険助産所又は保険医療機関から電子資格確認による確認を受けてから継続的な**療養助産**の給付を受けている場合に限る。）

四 その他厚生労働大臣が定める方法

- 2 **患者妊娠婦**が電子資格確認により**療養助産**の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「次に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第三号に掲げる」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて第一号又は第三号に掲げる方法により」とする。
- 3 ~~—療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十年厚生省令第二十六号）附則第二条の四第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つてある保険医療機関及び同令附則第二条の五第一項の規定により届出を行つた保険医療機関については、前項の規定は、適用しない。~~

4 保険助産所及び保険医療機関（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第二項に規定する場合において、**患者妊産婦**が電子資格確認によって**療養助産**の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

（要介護被保険者等の確認）

第三条の二 保険医療機関等は、患者に対し、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行うに当たっては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者者が同法第六十三条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。

（資格確認書の返還）

第四条 保険助産所及び保険医療機関は、**患者妊産婦**の提出する資格確認書（書面に限る。以下この条において同じ。）により、**療養助産**の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する**療養助産**の給付を担当しなくなつたとき、その他正当な理由により当該**患者妊産婦**から資格確認書の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該**患者妊産婦**に返還しなければならない。**ただし、当該患者が死亡した場合は、法第百条、第百五条又は第百十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。**

（一部負担金等の受領）

第五条 保険医療機関は、被保険者又は被保険者であつた者については法第七十四条の規定による一部負担金、法第八十五条に規定する食事療養標準負担額（同条第三項の規定により算定した費用の額が標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「食事療養標準負担額」という。）、法第八十五条の二に規定する生活療養標準負担額（同条第二項の規定により算定した費用の額が生活療養標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「生活療養標準負担額」という。）又は法第八十六条の規定による療養（法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。）についての費用の額に法第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（食事療養を行つた場合においては食事療養標準負担額をえた額とし、生活療養を行つた場合においては生活療養標準負担額をえた額とする。）の支払を、被扶養者については法第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の三第三項又は第八十六条第三項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第一百条の規定による家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額

~~の支払を受けるものとする。~~

- ~~2 保険医療機関は、食事療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、生活療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条の三第三項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を、法第六十三条第三項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）、同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）又は同項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十六条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。ただし、厚生労働大臣が定める療養に関しては、厚生労働大臣が定める額の支払を受けるものとする。~~
- ~~3 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第三百五号）第七条第三項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が三百未満であるものを除く。）、同法第四条の二第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（同法第三十条の十八の四第一項第三号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が三百未満であるものを除く。）であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。~~
- ~~＝ 患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。~~
- ~~＝ 選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に関し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求める（厚生労働大臣の定める場合を除く。）。~~

（領収証等の交付）

- 第五条の二 患者妊娠婦**保険医療機関は、前条の規定により**患者妊娠婦**から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。
- 2 厚生労働大臣の定める**患者妊娠婦**保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

第五条の二の二 前条第三項の厚生労働大臣の定める保険医療機関は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第五条第一項の規定により患者か

~~ら費用の支払を受ける場合を除く。)において、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。~~

~~2—前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。~~

~~(食事療養)~~

~~第五条の三~~—~~保険医療機関は、その入院患者に対して食事療養を行うに当たつては、病状に応じて適切に行うとともに、その提供する食事の内容の向上に努めなければならない。~~

~~2—保険医療機関は、食事療養を行う場合には、次項に規定する場合を除き、食事療養標準負担額の支払を受けることにより食事を提供するものとする。~~

~~3—保険医療機関は、第五条第三項の規定による支払を受けて食事療養を行う場合には、当該療養にふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対する内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。~~

~~4—保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。~~

~~5—保険医療機関は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。~~

~~(生活療養)~~

~~第五条の三の二~~—~~保険医療機関は、その入院患者に対して生活療養を行うに当たつては、病状に応じて適切に行うとともに、その提供する食事の内容の向上並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成に努めなければならない。~~

~~2—保険医療機関は、生活療養を行う場合には、次項に規定する場合を除き、生活療養標準負担額の支払を受けることにより食事を提供し、温度、照明及び給水に関する適切な療養環境を形成するものとする。~~

~~3—保険医療機関は、第五条第二項の規定による支払を受けて生活療養を行う場合には、当該療養にふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対する内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。~~

~~4—保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。~~

~~5—保険医療機関は、原則として、前項の療養の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。~~

~~(保険外併用療養選定助産費に係る療養助産の基準等)~~

~~第五条の四~~—~~保険助産所及び保険医療機関は、評価療養、患者申出療養又は選定療養助産について第五条第二項又は第三項第二号の規定による支払を受けようとする場合において~~

て、当該療養助産を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならないほか、あらかじめ、患者妊産婦に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

- 2 保険助産所及び保険医療機関は、その病院又は診療所若しくは助産所の見やすい場所に、前項の療養助産の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。
- 3 保険助産所及び保険医療機関は、原則として、前項の療養助産の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(証明書等の交付)

第六条 保険助産所及び保険医療機関は、患者妊産婦から保険給付を受けるために必要な保険助産所、保険医療機関又は保険助産師、保険医の証明書、意見書等の交付を求められたときは、無償で交付しなければならない。ただし、法第八十七条第一項の規定による療養費（柔道整復を除く施術に係るものに限る。）、法第九十九条第一項の規定による傷病手当金、法第一百一条の規定による出産育児一時金、法第百二条第一項の規定による出産手当金又は法第百十四条の規定による家族出産育児一時金に係る証明書又は意見書については、この限りでない。

(指定訪問看護の事業の説明)

第七条 保険医療機関は、患者が指定訪問看護事業者（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行なう者に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業を行なう者に限る。）をいう。以下同じ。）から指定訪問看護（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護並びに介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス（同法第八条第四項に規定する訪問看護の場合に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問看護の場合に限る。）をいう。以下同じ。）を受ける必要があると認めた場合には、当該患者に対してその利用手続、提供方法及び内容等につき十分説明を行うよう努めなければならない。

(助産録、診療録の記載及び整備)

第八条 保険助産所又は保険医療機関は、第二十二条の規定による助産録又は診療録に療養助産の給付の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の助産録又は診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿等の保存)

第九条 保険助産所及び保険医療機関は、療養助産の給付の担当に関する帳簿及び書類そ

の他の記録をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、**患者妊娠婦**の**助産録及び**診療録にあつては、その完結の日から五年間とする。

(通知)

第十条 保険助産所及び保険医療機関は、**患者妊娠婦**が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。

- 一 家庭事情等のため退院が困難であると認められたとき。
- 二 閩争、泥酔又は著しい不行跡によって事故を起したと認められたとき。
- 三 正当な理由がなくて、**療養助産**に関する指揮に従わないとき。
- 四 詐欺その他不正な行為により、**療養助産**の給付を受け、又は受けようとしたとき。

(入院)

第十一条 保険助産所及び保険医療機関は、**患者妊娠婦**の入院に関しては、**療養助産**上必要な寝具類を具備し、その使用に供するとともに、その病状に応じて適切に行い、**療養助産**上必要な事項について適切な注意及び指導を行わなければならない。

2 保険助産所及び保険医療機関は、病院にあつては、医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数の範囲内で、診療所にあつては、同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は通知をした病床数の範囲内で、**助産所**にあつては、同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は通知をした入所室床数の範囲内で、それぞれ**患者妊娠婦**を入院させなければならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(看護助産)

第十一条の二 保険助産所及び保険医療機関は、その入院**患者妊娠婦**に対して、**患者妊娠婦**の負担により、当該**保険助産所及び**保険医療機関の従業者以外の者による**看護助産**を受けさせてはならない。

2 保険助産所及び保険医療機関は、当該**保険助産所及び**保険医療機関の従業者による**看護助産**を行うため、従業者の確保等必要な体制の整備に努めなければならない。

(報告)

第十一条の三 保険助産所及び保険医療機関は、厚生労働大臣が定める**療養助産**の給付の担当に関する事項について、地方厚生局長又は地方厚生支局長に定期的に報告を行わなければならない。

2 前項の規定による報告は、当該**保険助産所及び**保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものと

する。

第二章 保険助産師及び保険医の診療助産方針等

(診療助産の一般的方針)

第十二条 保険助産師及び保険医の診療助産は、一般に助産師又は医師又は歯科医師として診療助産の必要があると認められる疾病又は負傷出産に対して、適確な診断をもととし、患者妊産婦の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならない。

(療養助産及び指導の基本準則)

第十三条 保険助産師及び保険医は、診療助産に当つては、懇切丁寧を旨とし、療養助産上必要な事項は理解し易いように指導しなければならない。

(指導)

第十四条 保険助産師及び保険医は、診療助産にあたつては常に医助産学の立場を堅持して、患者妊産婦の心身の状態を観察し、心理的な効果をも挙げることができるよう適切な指導をしなければならない。

第十五条 保険助産師及び保険医は、患者妊産婦に対し予防衛生及び環境衛生の思想のかん養に努め、適切な指導をしなければならない。

(転医送及び対診援助)

第十六条 保険助産師及び保険医は、患者妊産婦の疾病又は負傷出産が自己の専門外にわたるものであるとき、又はその診療助産について疑義があるときは、他の保険助産所若しくは保険医療機関へ転医送させ、又は他の保険助産師若しくは保険医の対診援助を求める等診療助産について適切な措置を講じなければならない。

(診療助産に関する照会)

第十六条の二 保険助産師若しくは保険医は、その診療助産した患者妊産婦の疾病又は負傷出産に関し、他の保険助産所若しくは保険医療機関又は保険助産師若しくは保険医から照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。

(施術の同意)

第十七条 保険助産師若しくは保険医は、患者妊産婦の疾病又は負傷出産が自己の専門外にわたるものであるという理由によつて、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない。

(特殊療法等の禁止)

第十八条 ~~保険助産師若しくは~~保険医は、特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣の定めるもののほか行つてはならない。

(使用医薬品及び歯科材料)

第十九条 ~~保険助産師若しくは~~保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。~~ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百四十五号）第三条第十七項に規定する治験（以下「治験」という。）に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。~~

~~2~~ ~~歯科医師である~~保険医は、厚生労働大臣の定める歯科材料以外の歯科材料を歯冠修復及び矢損補綴等において使用してはならない。~~ただし、治験に係る診療において、当該治験の対象とされる機械器具等を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。~~

(健康保険事業の健全な運営の確保)

第十九条の二 ~~保険助産師及び~~保険医は、~~診療助産~~に当たつては、健康保険事業の健全な運営を損なう行為を行うことのないよう努めなければならない。

(特定の保険薬局への誘導の禁止)

第十九条の三 保険医は、処方箋の交付に関し、~~患者妊産婦~~に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行つてはならない。

~~2~~ 保険医は、処方箋の交付に関し、~~患者妊産婦~~に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(指定訪問看護事業との関係)

第十九条の四 ~~医師である~~保険医は、~~患者から~~訪問看護指示書の交付を求められ、その必要があると認めた場合には、速やかに、当該患者の選定する訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。）に交付しなければならない。

~~2~~ ~~医師である~~保険医は、訪問看護指示書に基づき、適切な訪問看護が提供されるよう、訪問看護ステーション及びその従業者からの相談に際しては、当該指定訪問看護を受けする者の療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行わなければならぬ。

(診療助産の具体的方針)

第二十条 保険助産師及び医師である保険医の診療助産の具体的方針は、前十三一条の規定による。ほか、次に掲げるところによるものとする。

一 診察

- イ 診察は、特に患者の職業上及び環境上の特性等を考慮して行う。
- ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。
ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。
- ハ 健康診断は、療養の給付の対象として行つてはならない。
- ニ 往診は、診療上必要があると認められる場合に行う。
- ホ 各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。
- △ ホによるほか、各種の検査は、研究の目的をもつて行つてはならない。ただし、
治験に係る検査については、この限りでない。

二 投薬

- イ 投薬は、必要があると認められる場合に行う。
- ロ 治療上一剤で足りる場合には一剤を投与し、必要があると認められる場合に二剤以上を投与する。
- ハ 同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない。
- ニ 投薬を行うに当たつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第十四条の四第一項第三号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」という。）の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくなるための対応に努めなければならない。
- ホ 栄養、安静、運動、職場転換その他療養上の注意を行うことにより、治療の効果を挙げることができると認められる場合は、これらに關し指導を行い、みだりに投薬をしてはならない。
- △ 投薬量は、予見することができる必要期間に従つたものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

ト注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行へ、厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる」とし、その投与量は、症状の経過に応じたものでなければならず、厚生労働大臣が定めるものについては当該厚生労働大臣が定めるものごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

三 処方箋の交付

イ処方箋の使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。

ロイの規定にかかわらず、リフィル処方箋（保険医が診療に基づき、別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を処方する場合に限り、複数回（三回までに限る。）の使用を認めた処方箋をいう。以下同じ。）の三回目以降の使用期間は、直近の当該リフィル処方箋の使用による前号への必要期間が終了する日の前後七日以内とする。

ハイ及びロによるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定める投薬の例による。ただし、当該処方箋がリフィル処方箋である場合における同号の規定の適用については、同号へ中「投薬量」とあるのは、「リフィル処方箋の一回の使用による投薬量及び当該リフィル処方箋の複数回の使用による合計の投薬量」とし、同号へ後段の規定は、適用しない。

四 注射

イ注射は、次に掲げる場合に行う。

（1）経口投与によって胃腸障害を起すおそれがあるとき、経口投与をすることができないとき、又は経口投与によつては治療の効果を期待することができないとき。

（2）特に迅速な治療の効果を期待する必要があるとき。

（3）その他注射によらなければ治療の効果を期待することが困難であるとき。

ロ注射を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。

ハ内服薬との併用は、これによつて著しく治療の効果を挙げることが明らかな場合又は内服薬の投与だけでは治療の効果を期待することが困難である場合に限つて行う。

ニ混合注射は、合理的であると認められる場合に行う。

ホ輸血又は電解質若しくは血液代用剤の補液は、必要があると認められる場合に行う。

五 手術及び処置

イ手術は、必要があると認められる場合に行う。

ロ処置は、必要の程度において行う。

~~六 リハビリテーション~~

~~リハビリテーションは、必要があると認められる場合に行う。~~

~~六の二 居宅における療養士の管理等~~

~~居宅における療養士の管理及び看護は、療養士適切であると認められる場合に行う。~~

~~七 入院~~

~~イ 入院の指示は、療養士必要があると認められる場合に行う。~~

~~ロ 単なる疲労回復、正常分娩又は通院の不便等のための入院の指示は行わない。~~

~~△ 保険医は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。~~

~~(歯科診療の具体的方針)~~

~~第二十一条 (削除) 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。~~

~~一 診察~~

~~イ 診察は、特に患者の職業上及び環境上の特性等を顧慮して行う。~~

~~ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。
ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。~~

~~△ 健康診断は、療養の給付の対象として行つてはならない。~~

~~二 往診は、診療士必要があると認められる場合に行う。~~

~~ホ 各種の検査は、診療士必要があると認められる場合に行う。~~

~~△ ホによるほか、各種の検査は、研究の目的をもつて行つてはならない。ただし、
治験に係る検査については、この限りでない。~~

~~二 投薬~~

~~イ 投薬は、必要があると認められる場合に行う。~~

~~ロ 治療士一剤で足りる場合には一剤を投与し、必要があると認められる場合に三剤以上を投与する。~~

~~△ 同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない。~~

~~二 投薬を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくなるための対応に努めなければならない。~~

~~ホ 栄養、安静、運動、職場転換その他療養士の注意を行うことにより、治療の効果を挙げることができると認められる場合は、これらに關し指導を行い、みだりに投薬をしてはならない。~~

~~△ 投薬量は、予見することができる必要期間に従つたものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働~~

~~大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、二十日分又は九十日分を限度とする。~~

~~三 処方箋の交付~~

~~イ 処方箋の使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。~~

~~ロ 一の規定にかかわらず、リフィル処方箋の三回目以降の使用期間は、直近の当該リフィル処方箋の使用による前号への必要期間が終了する日の前後七日以内とする。~~

~~ハ イ及びロによるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定める投薬の例による。~~

~~ただし、当該処方箋がリフィル処方箋である場合における同号の規定の適用については、同号へ中「投薬量」とあるのは、「リフィル処方箋の一回の使用による投薬量及び当該リフィル処方箋の複数回の使用による合計の投薬量」とし、同号へ後段の規定は、適用しない。~~

~~四 注射~~

~~イ 注射は、次に掲げる場合に行う。~~

~~(1) 経口投与によって胃腸障害を起すおそれがあるとき、経口投与をすることができないとき、又は経口投与によつては治療の効果を期待することができないとき。~~

~~(2) 特に迅速な治療の効果を期待する必要があるとき。~~

~~(3) その他注射によらなければ治療の効果を期待することが困難であるとき。~~

~~ロ 注射を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。~~

~~ハ 内服薬との併用は、これによつて著しく治療の効果を挙げることが明らかな場合又は内服薬の投与だけでは治療の効果を期待することが困難である場合に限つて行う。~~

~~ニ 混合注射は、合理的であると認められる場合に行う。~~

~~ホ 輸血又は電解質若しくは血液代用剤の補液は、必要があると認められる場合に行う。~~

~~五 手術及び処置~~

~~イ 手術は、必要があると認められる場合に行う。~~

~~ロ 処置は、必要な程度において行う。~~

~~六 歯冠修復及び欠損補綴~~

~~歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。~~

~~イ 歯冠修復~~

~~(1) 歯冠修復は、必要があると認められる場合に行うとともに、これを行つた場合は、歯冠修復物の維持管理に努めるものとする。~~

~~(2) 歯冠修復において金属を使用する場合は、代用合金を使用するものとする。~~

~~ただし、前歯部の金属歯冠修復については金合金又は白金加金を使用することができるものとする。~~

□~~欠損補綴~~→

（1）~~有床義歯~~

~~（一）有床義歯は、必要があると認められる場合に行う。~~

~~（二）鈎こうは、金位十四カラット合金又は代用合金を使用する。~~

~~（三）バーは、代用合金を使用する。~~

（2）~~ブリッジ~~

~~（一）ブリッジは、必要があると認められる場合に行うとともに、これを行った場合は、その維持管理に努めるものとする。~~

~~（二）ブリッジは、代用合金を使用する。~~

（3）~~口蓋補綴~~及び~~頸補綴~~並びに~~広範囲顎骨支持型補綴~~→

~~口蓋補綴~~及び~~頸補綴~~並びに~~広範囲顎骨支持型補綴~~は、必要があると認められる場合に行う。

七 リハビリテーション

~~リハビリテーションは、必要があると認められる場合に行う。~~

七の二 居宅における療養士の管理等

~~居宅における療養士の管理及び看護は、療養士適切であると認められる場合に行う。~~

八 入院

~~イ 入院の指示は、療養士必要があると認められる場合に行う。~~

~~ロ 通院の不便等のための入院の指示は行わない。~~

~~ハ 保険医は、患者の負担により、患者に保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせではならない。~~

九 歯科矯正

~~歯科矯正は、療養の給付の対象として行つてはならない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。~~

(診療録助産録の記載)

第二十二条 保険助産師及び保険医は、~~患者妊娠婦の診療助産~~を行つた場合には、遅滞なく、~~様式第一号又は助産録又はこれに準ずる様式の診療録~~に、当該~~診療助産~~に関し必要な事項を記載しなければならない。

(処方箋の交付)

第二十三条 保険医は、処方箋を交付する場合には、~~様式第二号若しくは第三号の二又はこれらに準ずる所定の様式~~の処方箋に必要な事項を記載しなければならない。

~~2 保険医は、リフィル処方箋を交付する場合には、様式第三号又はこれに準ずる様式の~~

~~処方箋にその旨及び当該リフィル処方箋の使用回数の上限を記載しなければならない。~~

❸-2 保険医は、その交付した処方箋に関し、保険薬剤師から疑義の照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。

(適正な費用の請求の確保)

第二十三条の二 保険助産師及び保険医は、その行つた~~診療助産~~に関する情報の提供等について、**保険助産所及び保険医療機関**が行う~~療養助産~~の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めなければならない。

C. 保健師助産師看護師法 (改正案箇所のみ抜粋)

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 免許（第七条—第十六条）
- 第三章 試験（第十七条—第二十八条の二）
- 第四章 業務（第二十九条—第四十二条の三）
- 第四章の二 雜則（第四十二条の四—第四十二条の六）
- 第五章 罰則（第四十三条—第四十五条の三）
- 附則

第一章 総則

第一条 この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もつて医療並びに助産及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は~~診療~~**若しくは助産**の補助を行うことを業とする者をいう。

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は**助産師若しくは**看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第四章 業務

第三十七条 保健師、**助産師**、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をし

てはならない。~~ただし~~~~なお~~、臨時応急の手当をし、又は助産師が~~～その緒を切り、浣かん腸を施して~~その他の助産師の業務に~~当然に~~付随する~~必要な~~行為をする場合は、この限りでない。

第四十二条 助産師が分べんの介助~~その他の助産~~をしたときは、助産に関する事項を遅滞なく助産録に記載しなければならない。

D. 医師法（改正案箇所のみ抜粋）

目次

- 第一章 総則（第一条・第一条の二）
- 第二章 免許（第二条—第八条）
- 第三章 試験（第九条—第十六条）
- 第四章 研修
 - 第一節 臨床研修（第十六条の二—第十六条の八）
 - 第二節 その他の研修（第十六条の九—第十六条の十一）
- 第五章 業務（第十七条—第二十四条の二）
- 第六章 医師試験委員（第二十五条—第三十条）
- 第七章 雜則（第三十条の二・第三十条の三）
- 第八章 罰則（第三十一条—第三十三条の四）
- 附則

第一章 総則

第一条 医師は、医療~~並びに助産~~及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第五章 業務

第十七条 医師でなければ、医業（助産及び助産業を含む。以下同じ。）をなしてはならない。

第十九条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。正常分娩に関する産婦人科診療に従事する医師は、助産所での分娩（妊婦等の自宅等に出張して助産師が助産を行う分娩も含む。）の助産を行うために、助産を担当する当該助産所又は助産師の嘱託を妊婦等より求められた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診察若しくは検査をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検査書又は出

生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

E. 医療法（改正案箇所のみ抜粋）

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 医療に関する選択の支援等
- 第一節 医療に関する情報の提供等（第六条の二—第六条の四の四）
- 第二節 医業、歯科医業又は助産師の業務等助産業の広告（第六条の五一—第六条の八）

第一章 総則

第一条 この法律は、医療（助産も含む。以下同じ。）を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

第一条の二 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者的心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療（助産も含む。以下同じ。）のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

第一条の三 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。

第一条の四 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第一条の二に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

2 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

- 3 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師並びに助産師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療（助産も含む。以下同じ。）に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は助産師若しくは薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 病院又は診療所若しくは助産所の管理者は、当該病院又は診療所若しくは助産所を退院する患者（妊娠婦及び新生児も含む。以下同じ。）が引き続き療養（助産も含む。以下同じ。）を必要とする場合には、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、当該患者が適切な環境の下で療養を継続することができるよう配慮しなければならない。
- 5 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手の診療、研究又は研修のために利用させるよう配慮しなければならない。

第一条の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業（助産業も含む。以下同じ。）又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

第二条 この法律において、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のため~~その業務（病院又は診療所において行うものを除く。）~~助産業を行う場所をいう。

2 助産所は、妊娠婦、産婦又はじよく婦十人以上の入所施設を有してはならない。

第三条 疾病の治療~~（助産を含む。）~~をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を附けてはならない。

2 診療所は、これに病院、病院分院、産院その他病院に紛らわしい名称を附けてはならない。

3 助産所でないものは、これに助産所その他助産師が~~その業務~~助産業を行う場所に紛らわしい名称を付けてはならない。

第二章 医療に関する選択の支援等

第一節 医療に関する情報の提供等

第六条の四 病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の診療を担当する医師又は歯科医師により、次に掲げる事項を記載した書面の作成並びに当該患者又はその家族への交付及びその適切な説明が行われるようにしなければならない。ただし、患者が短期間で退院することが見込まれる場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 患者の氏名、生年月日及び性別
- 二 当該患者の診療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名
- 三 入院の原因となつた傷病名及び主要な症状
- 四 入院中に行われる検査、手術、投薬その他の治療（入院中の看護及び栄養管理を含む。）に関する計画

五 その他厚生労働省令で定める事項

- 2 病院又は診療所の管理者は、患者又はその家族の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。
- 3 病院又は診療所の管理者は、患者を退院させるときは、退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスに関する事項を記載した書面の作成、交付及び適切な説明が行われるよう努めなければならない。
- 4 病院又は診療所の管理者は、第一項の書面の作成に当たつては、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、**助産師**、薬剤師、看護師その他の従業者の有する知見を十分に反映させるとともに、当該書面に記載された内容に基づき、これらの者による有機的な連携の下で入院中の医療が適切に提供されるよう努めなければならない。
- 5 病院又は診療所の管理者は、第三項の書面の作成に当たつては、当該患者の退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携が図られるよう努めなければならない。

第二節 医業、歯科医業又は助産師の業務等助産業の広告****

第六条の七 何人も、**助産師の業務助産業**又は助産所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

- 2 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害することができないよう、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 他の助産所と比較して優良である旨の広告をしないこと。
 - 二 誇大な広告をしないこと。
 - 三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。

四 その他医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定める基準

- 第六条の八** 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務助産業又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項から第三項まで又は前条の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告をした者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告をした者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。
- 2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務助産業又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第二項若しくは第三項又は前条第二項若しくは第三項の規定に違反していると認める場合には、当該広告をした者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずることができる。
- 3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2025年4月30日
出産ケア政策会議

法令改正案

A. 健康保険法（改正案箇所のみ抜粋）

第四章 保険給付

第一節 通則

（保険給付の種類）

第五十二条 被保険者に係るこの法律による保険給付は、次のとおりとする。

- 一 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給
- 二 助産の給付
- 三 傷病手当金の支給
- 四 埋葬料の支給
- 五 出産育児一時金の支給
- 六 出産手当金の支給
- 七 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給
- 八 家族埋葬料の支給
- 九 家族出産育児一時金の支給
- 十 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

（健康保険組合の付加給付）

第五十三条 保険者が健康保険組合である場合においては、前条各号に掲げる給付に併せて、規約で定めるところにより、保険給付としてその他の給付を行うことができる。

（法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例）

第五十三条の二 被保険者又はその被扶養者が法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務（被保険者の数が五人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であつて厚生労働省令で定めるものを除く。）に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。

(日雇特例被保険者に係る保険給付との調整)

第五十四条 被保険者に係る家族療養費（第百十条第七項において準用する第八十七条第一項の規定により支給される療養費を含む。）、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、次章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料の支給若しくは助産の給付、出産育児一時金の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

(他の法令による保険給付との調整)

第五十五条 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族埋葬料の支給は、同一の疾病、負傷又は死亡について、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次項及び第二百二十八条第二項において同じ。）又は地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）若しくは同法に基づく条例の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

- 2 保険者は、傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を行う者に対し、当該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。
- 3 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の疾病又は負傷について、介護保険法の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
- 4 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

(保険給付の方法)

第五十六条 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給は、その都度、行わなければならない。第二百条第二項（第二百五条第二項において準用する場合を

含む。) の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給についても、同様とする。

- 2 傷病手当金及び出産手当金の支給は、前項の規定にかかわらず、毎月一定の期日に行うことができる。

(損害賠償請求権)

第五十七条 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

(不正利得の徴収等)

第五十八条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の場合において、事業主が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関において診療に従事する第六十四条に規定する保険医若しくは第八十八条第一項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該事業主、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

- 3 保険者は、第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第八十五条第五項（第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第八十八条第六項（第一百一条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第一百十条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(文書の提出等)

第五十九条 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける

者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第百二十一条において同じ。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

（診療録の提示等）

第六十条 厚生労働大臣は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、医師、歯科医師、助産師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、助産、薬剤の支給又は手当に関し、報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、療養の給付、助産の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該保険給付に係る診療、助産、調剤又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第二節 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給並びに助産の給付

第一款の二 助産の給付

（助産の給付）

第八十七条の二 被保険者の正常分娩時の出産に関しては、次に掲げる助産の給付を行う。

一 分娩介助

一の二 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における助産上の管理及びその助産に伴う世話

五 病院又は診療所若しくは助産所への入院及びその助産に伴う世話

2 次に掲げる助産に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 被保険者の選定に係る特別室の提供その他の厚生労働大臣が定める助産（以下「選定助産」という。）

3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる、助産所のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。

一 保険医療機関又は厚生労働大臣の指定を受けた助産所（以下「保険助産所」という。）若しくは保険薬局

二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院、診療所又は助

産所若しくは薬局であって、当該保険者が指定したもの

三 健康保険組合である保険者が開設する病院、診療所又は助産所若しくは薬局

(保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師)

第八十七条の三 保険医療機関において健康保険の助産に従事する医師若しくは保険助産所において健康保険の助産に従事する助産師又は保険薬局において健康保険の助産に従事する薬剤師は、保険医若しくは厚生労働大臣の登録を受けた助産師（以下「保険助産師」と総称する。）又は保険薬剤師でなければならない。

(保険医療機関又は保険薬局の指定)

第八十七条の四 第八十七条の二第三項第一号の指定は、政令で定めるところにより、病院、診療所、助産所又は薬局の開設者の申請により行う。

- 2** 前項の場合において、その申請が病院又は病床を有する診療所に係るものであるときは、当該申請は、医療法第七条第二項に規定する病床の種別（第四項第二号及び次条第一項において単に「病床の種別」という。）ごとにその数を定めて行うものとする。
- 3** 厚生労働大臣は、第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第八十七条の二第三項第一号の指定をしないことができる。
 - 一 当該申請に係る病院、診療所又は薬局が、この法律の規定により保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局に係る第八十七条の二第三項第一号の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないものであるとき。
 - 二 当該申請に係る病院、診療所若しくは助産所又は薬局が、保険給付に関し助産の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第七十三条第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けたものであるとき。
 - 三 当該申請に係る病院、診療所若しくは助産所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 当該申請に係る病院、診療所若しくは助産所又は薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 五 当該申請に係る病院、診療所若しくは助産所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律、船員保険法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（第八十九条第四項第七号において「社会保険各法」という。）の定めるところにより納付

義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第八十九条第四項第七号及び第九十九条第二項において「社会保険料」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る社会保険料の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う社会保険料に限る。第八十九条第四項第七号において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

六 前各号のほか、当該申請に係る病院、診療所若しくは助産所又は薬局が、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局として著しく不適当と認められるものであるとき。

4 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第八十七条の二第三項第一号の指定を行うことができる。

一 当該病院又は診療所の医師、歯科医師、看護師その他の従業者の人員が、医療法第二十一条第一項第一号又は第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める員数及び同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した員数を満たしていないとき。

二 当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法第七条の二第一項に規定する地域における保険医療機関の病床数が、その指定により同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める基準病床数を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合（その数を既に超えている場合を含む。）であって、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十条の十一の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。

三 医療法第七条の三第一項に規定する構想区域における保険医療機関の病床数が、当該申請に係る指定により同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める将来の病床数の必要量を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合（その数を既に超えている場合を含む。）であって、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十条の十一の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。

四 その他適正な医療の効率的な提供を図る観点から、当該病院又は診療所の病床の利用に関し、保険医療機関として著しく不適当なところがあると認められるとき。

（保険医療機関の指定の変更）

第八十七条の五 前条第二項の病院又は診療所の開設者は、第六十三条第三項第一号の指定に係る病床数の増加又は病床の種別の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定

めるところにより、当該病院又は診療所に係る同号の指定の変更を申請しなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の指定の変更の申請について準用する。

(地方社会保険医療協議会への諮問)

第八十七条の六 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第六十三八十七条の二第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定（指定の変更を含む。）を行おうとするとき、又は保険助産所若しくは保険薬局に係る同号の指定をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。

(保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の指定の更新)

第八十七条の七 第八十七条の二第三項第一号の指定は、指定の日から起算して六年を経過したときは、その効力を失う。

2 保険医療機関（第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。）又は保険助産所若しくは保険薬局であって厚生労働省令で定めるものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日前六月から同日前三月までの間に、別段の申出がないときは、同条第一項の申請があったものとみなす。

(保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局のみなし指定)

第八十七条の八 診療所又は助産所若しくは薬局が医師若しくは助産師又は薬剤師の開設したものであり、かつ、当該開設者である医師若しくは助産師又は薬剤師のみが助産に従事している場合において、当該医師若しくは助産師又は薬剤師について第八十七条の三の登録があったときは、当該診療所又は助産所若しくは薬局について、第八十七条の二第三項第一号の指定があったものとみなす。ただし、当該診療所又は助産所若しくは薬局が、第六十五条第三項又は第四項に規定する要件に該当する場合であって厚生労働大臣が同号の指定があったものとみなすことが不適当と認められるときは、この限りでない。

(保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の責務)

第八十七条の九 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局は、当該保険医療機関において助産に従事する保険医又は当該保険助産所において助産に従事する保険助産師若しくは当該保険薬局において助産に従事する保険薬剤師に、第八十七条の十一第一項の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、助産の給付を担当しなければならない。

2 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局は、前項（第八十五条第九項、第八十

五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。) の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。) 又は地方公務員等共済組合法(以下「この法律以外の医療保険各法」という。)による助産の給付を担当するものとする。

- 3 保険医療機関のうち医療法第四条の二に規定する特定機能病院その他の病院であって厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することその他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずるものとする。
- 4 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症その他の感染症に関する同法第三十七条第一項各号に掲げる医療その他必要な医療の実施について、国又は地方公共団体が講ずる措置に協力するものとする。

(保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師の登録)

第八十七条の十 第八十七条の三の登録は、医師若しくは助産師又は薬剤師の申請により行う。

- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第八十七条の三の登録をしないことができる。
 - 一 申請者が、この法律の規定により保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師に係る第八十七条の三の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。
 - 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 前三号のほか、申請者が、保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師として著しく不適当と認められる者であるとき。
- 3 厚生労働大臣は、保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師に係る第八十七条の三の登録をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。
- 4 第一項又は第二項に規定するもののほか、保険医並びに保険助産師及び保険薬剤師に係る第八十七条の三の登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師の責務)

第八十七条の十一 保険医療機関において助産に従事する保険医又は保険助産所において

助産に従事する保険助産師若しくは保険薬局において助産に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の助産に当たらなければならない。

- 2 保険医療機関において助産に従事する保険医又は保険助産所において助産に従事する保険助産師若しくは保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、前項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による助産に当たるものとする。

（厚生労働大臣の指導）

第八十七条の十二 保険医療機関並びに保険助産所及び保険薬局は助産の給付に関し、保険医並びに保険助産師及び保険薬剤師は健康保険の助産に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、助産に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

（助産の給付に関する費用）

第八十七条の十三 保険者は、助産の給付に関する費用を保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局が助産の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、助産の給付に要する費用の額から、当該助産の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局に対して支払わなければならない別に定める額を控除した額とする。

- 2 前項の助産の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。
- 3 保険者は、厚生労働大臣の認可を受けて、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局との契約により、当該保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局において行われる助産の給付に関する第一項の助産の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。
- 4 保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、第八十七条の九第一項及び第八十七条の十一第一項の厚生労働省令並びに前二項の定めに照らして審査の上、支払うものとする。
- 5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託することができる。

- 6** 前各項に定めるもののほか、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の助産の給付に関する費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(療養の給付に要する費用の額の定めに関する厚生労働大臣の調査)

- 第八十七条の十四** 厚生労働大臣は、前条第二項の定めのうち薬剤に関する定めその他厚生労働大臣の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
- 2** 厚生労働大臣は、保険医療機関のうち病院であって厚生労働省令で定めるものに関する前条第二項の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。
- 3** 前項に規定する病院は、同項の調査に資するため、当該病院に入院する患者に提供する医療の内容その他の厚生労働大臣が定める情報（第百五十条の二第一項及び第百五十条の三において「診療等関連情報」という。）を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の報告等)

- 第八十七条の十五** 厚生労働大臣は、助産の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関、保険助産所若しくは保険薬局若しくは保険医療機関、保険助産所若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険助産師、保険薬剤師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関、保険助産所若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険助産師、保険薬剤師その他の従業者（開設者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関、保険助産所若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2** 第七条の三十八第二項及び第七十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第七条の三十八第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(保険医療機関等の指定の辞退又は保険医等の登録の抹消)

- 第八十七条の十六** 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- 2** 保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師は、一月以上の予告期間を設けて、その登録の抹消を求めることができる。

(保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の指定の取消し)

- 第八十七条の十七** 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局に係る第八十七条の二第三項第一号の指定を取り消すことができる。

- 一** 保険医療機関において助産に従事する保険医又は保険助産所において助産に従事する保険助産師若しくは保険薬局において助産に従事する保険薬剤師が、第八十七条の十一第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。
- 二** 前号のほか、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局が、第八十七条の九第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 三** 助産の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項（第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第百十条第四項（これらの規定を第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定による支払に関する請求について不正があったとき。
- 四** 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局が、第八十七条の十五第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五** 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の開設者又は従業者が、第八十七条の十五第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該保険医療機関又は保険薬局の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。
- 六** この法律以外の医療保険各法による助産の給付に関し、前各号のいずれかに相当する事由があったとき。
- 七** 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
- 八** 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
- 九** 前各号に掲げる場合のほか、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師の登録の取消し)

第八十七条の十八 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師に係る第八十七条の三の登録を取り消すことができる。

- 一 保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師が、第八十七条の十一第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 二 保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師が、第八十七条の十五第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第八十七条の十五第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 三 この法律以外の医療保険各法による助産に関し、前二号のいずれかに相当する事由があったとき。
- 四 保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
- 五 保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(社会保険医療協議会への諮問)

第八十七条の十九 厚生労働大臣は、第八十七条の九第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）若しくは第三項若しくは第八十七条の十一第一項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第八十七条の二第二項第三号若しくは第五号若しくは第八十七条の十三第二項（これらの規定を第百四十九条において準用する場合を含む。）の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局に係る第八十七条の二第三項第一号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、

又は保険医、保険助産師若しくは保険薬剤師に係る第八十七条の三の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。

(処分に対する弁明の機会の付与)

第八十七条の二十 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第八十七条の二第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定（指定の変更を含む。）を行おうとするとき、若しくは保険助産所又は保険薬局に係る同号の指定をしないこととするとき、又は保険医、助産師若しくは保険薬剤師に係る第八十七条の三の登録をしないこととするときは、当該医療機関又は助産所若しくは薬局の開設者又は当該保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及びその事由を通知しなければならない。

(保険者が指定する病院等における助産の給付)

第八十七条の二十一 第八十七条の二第三項第二号及び第三号に掲げる病院、診療所若しくは助産所又は薬局において行われる助産の給付及び健康保険の助産に関する準則については、第八十七条の九第一項及び第八十七条の十一第一項の厚生労働省令の例による。
2 第八十七条の二第三項第二号に掲げる病院、診療所若しくは助産所又は薬局から助産の給付を受ける者は、その給付を受ける際、別に定めるところにより算定した額を当該病院、診療所若しくは助産所又は薬局に支払わなければならない。

B. 保険助産所及び保険助産師並びに保険医療機関及び保険医助産担当規則

保険助産所及び保険助産師並びに保険医療機関及び保険医助産担当規則

目次

- 第一章 保険助産所及び保険医療機関の助産担当（第一条—第十一条の三）
- 第二章 保険助産師及び保険医の助産方針等（第十二条—第二十三条の二）
- 第三章 雜則（第二十四条）

附則

第一章 保険助産所及び保険医療機関の助産担当

(助産の給付の担当の範囲)

第一条 保険助産所及び保険医療機関が担当する助産の給付並びに被保険者及び被保険者

であつた者並びにこれらの者の被扶養者の正常分娩（分娩が療養の給付とならなかつた場合）時の助産（以下単に「助産の給付」という。）の範囲は、次のとおりとする。

一 分娩介助

一の二 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 居宅における助産上の管理及びその助産に伴う世話

五 病院又は診療所若しくは助産所への入院及びその助産に伴う世話

(助産の給付の担当方針)

第二条 保険助産所及び保険医療機関は、懇切丁寧に助産の給付を担当しなければならない。

2 保険助産所及び保険医療機関が担当する助産の給付は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である妊産婦（以下単に「妊産婦」という。）の助産上妥当適切なものでなければならない。

(助産に関する照会)

第二条の二 保険助産所及び保険医療機関は、その担当した助産の給付に係る妊産婦の出産に関し、他の保険助産所及び保険医療機関から照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。

(適正な手続の確保)

第二条の三 保険助産所及び保険医療機関は、その担当する助産の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び助産の給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。

(健康保険事業の健全な運営の確保)

第二条の四 保険助産所及び保険医療機関は、その担当する助産の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

(経済上の利益の提供による誘引の禁止)

第二条の四の二 保険助産所及び保険医療機関は、妊産婦に対して、第五条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険助産所又は保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該妊産婦が自己の保険助産所又は保険医療機関において助産を受けるように誘引してはならない。

2 保険助産所及び保険医療機関は、事業者又はその従業員に対して、妊産婦を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、妊産婦が自己の保険助産所又は保険医療機関において助産を受けるように誘引してはならない。

(特定の保険薬局への誘導の禁止)

第二条の五 保険医療機関は、当該保険医療機関において健康保険の助産に従事している保険医（以下「保険医」という。）の行う処方箋の交付に関し、妊産婦に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行つてはならない。

2 保険医療機関は、保険医の行う処方箋の交付に関し、妊産婦に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(掲示)

第二条の六 保険助産所及び保険医療機関は、その病院又は診療所若しくは助産所内の見やすい場所に、第五条の四第二項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。

2 保険助産所及び保険医療機関は、原則として、前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(受給資格の確認等)

第三条 保険助産所及び保険医療機関は、妊産婦から助産の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によつて助産の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない妊産婦であつて、助産の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第三条第十三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）
- 二 妊産婦の提出し、又は提示する資格確認書
- 三 当該保険助産所又は保険医療機関が、過去に取得した当該妊産婦の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該妊産婦が当該保険助産所又は保険医療機関から助産の給付（居宅における助産上の管理及びその助産に伴う世話を限る。）を受けようとする場合であつて、当該保険助産所又は保険医療機関から電子資格確認による確認を受け

てから継続的な助産の給付を受けている場合に限る。)

四 その他厚生労働大臣が定める方法

- 2 妊産婦が電子資格確認により助産の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「次に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第三号に掲げる」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて第一号又は第三号に掲げる方法により」とする。
- 3 保険助産所及び保険医療機関（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第二項に規定する場合において、妊産婦が電子資格確認によつて助産の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

（資格確認書の返還）

第四条 保険助産所及び保険医療機関は、妊産婦の提出する資格確認書（書面に限る。以下この条において同じ。）により、助産の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する助産の給付を担当しなくなつたとき、その他正当な理由により当該妊産婦から資格確認書の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該妊産婦に返還しなければならない。

（領収証等の交付）

第五条 妊産婦保険医療機関は、前条の規定により妊産婦から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

- 2 厚生労働大臣の定める妊産婦保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

（選定助産費に係る助産の基準等）

第五条の四 保険助産所及び保険医療機関は選定助産に関する第五条第二項の規定による支払を受けようとする場合において、当該助産を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならないほか、あらかじめ、妊産婦に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

- 2 保険助産所及び保険医療機関は、その病院又は診療所若しくは助産所の見やすい場所に、前項の助産の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。
- 3 保険助産所及び保険医療機関は、原則として、前項の助産の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(証明書等の交付)

第六条 保険助産所及び保険医療機関は、妊娠婦から保険給付を受けるために必要な保険助産所、保険医療機関又は保険助産師、保険医の証明書、意見書等の交付を求められたときは、無償で交付しなければならない。ただし、法第一百一条の規定による出産育児一時金、法第二百二条第一項の規定による出産手当金又は法第二百四十四条の規定による家族出産育児一時金に係る証明書又は意見書については、この限りでない。

(助産録、診療録の記載及び整備)

第八条 保険助産所又は保険医療機関は、第二十二条の規定による助産録又は診療録に助産の給付の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の助産録又は診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿等の保存)

第九条 保険助産所及び保険医療機関は、助産の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、妊娠婦の助産録及び診療録にあつては、その完結の日から五年間とする。

(通知)

第十条 保険助産所及び保険医療機関は、妊娠婦が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。

- 一 家庭事情等のため退院が困難であると認められたとき。
- 二 鬭争、泥酔又は著しい不行跡によつて事故を起したと認められたとき。
- 三 正当な理由がなくて、助産に関する指揮に従わないとき。
- 四 詐欺その他不正な行為により、助産の給付を受け、又は受けようとしたとき。

(入院)

第十一条 保険助産所及び保険医療機関は、妊娠婦の入院に関しては、助産上必要な寝具類を具備し、その使用に供するとともに、その病状に応じて適切に行い、助産上必要な事項について適切な注意及び指導を行わなければならない。

2 保険助産所及び保険医療機関は、病院にあつては、医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数の範囲内で、診療所にあつては、同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は通知をした病床数の範囲内で、助産所にあつては、同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は通知をした入所室床数の範囲内で、それぞれ妊娠婦を入院させなければならない。ただし、災害その

他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(助産)

- 第十一条の二** 保険助産所及び保険医療機関は、その入院妊産婦に対して、妊産婦の負担により、当該保険助産所及び保険医療機関の従業者以外の者による助産を受けさせてはならない。
- 2 保険助産所及び保険医療機関は、当該保険助産所及び保険医療機関の従業者による助産を行うため、従業者の確保等必要な体制の整備に努めなければならない。

(報告)

- 第十一条の三** 保険助産所及び保険医療機関は、厚生労働大臣が定める助産の給付の担当に関する事項について、地方厚生局長又は地方厚生支局長に定期的に報告を行わなければならない。
- 2 前項の規定による報告は、当該保険助産所及び保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

第二章 保険助産師及び保険医の助産方針等

(助産の一般的方針)

- 第十二条** 保険助産師及び保険医の助産は、一般に助産師又は医師として助産の必要があると認められる出産に対して、適確な診察をもととし、妊産婦の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならない。

(助産及び指導の基本準則)

- 第十三条** 保険助産師及び保険医は、助産に当つては、懇切丁寧を旨とし、助産上必要な事項は理解し易いように指導しなければならない。

(指導)

- 第十四条** 保険助産師及び保険医は、助産にあたつては常に助産学の立場を堅持して、妊産婦の心身の状態を観察し、心理的な効果をも挙げができるよう適切な指導をしなければならない。
- 第十五条** 保険助産師及び保険医は、妊産婦に対し予防衛生及び環境衛生の思想のかん養に努め、適切な指導をしなければならない。

(転送及び援助)

第十六条 保険助産師及び保険医は、妊産婦の出産が自己の専門外にわたるものであるとき、又はその助産について疑義があるときは、他の保険助産所若しくは保険医療機関へ転送させ、又は他の保険助産師若しくは保険医の援助を求める等助産について適切な措置を講じなければならない。

(助産に関する照会)

第十六条の二 保険助産師若しくは保険医は、その助産した妊産婦の出産に関し、他の保険助産所若しくは保険医療機関又は保険助産師若しくは保険医から照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。

(施術の同意)

第十七条 保険助産師若しくは保険医は、妊産婦の出産が自己の専門外にわたるものであるという理由によつて、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない。

(特殊療法等の禁止)

第十八条 保険助産師若しくは保険医は、特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣の定めるものほか行つてはならない。

(使用医薬品及び歯科材料)

第十九条 保険助産師若しくは保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。

(健康保険事業の健全な運営の確保)

第十九条の二 保険助産師及び保険医は、助産に当たつては、健康保険事業の健全な運営を損なう行為を行うことのないよう努めなければならない。

(特定の保険薬局への誘導の禁止)

第十九条の三 保険医は、処方箋の交付に関し、妊産婦に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行つてはならない。

2 保険医は、処方箋の交付に関し、妊産婦に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(助産の具体的方針)

第二十条 保険助産師及び保険医の助産の具体的方針は、前十一条の規定による。

第二十一条 (削除)

(助産録の記載)

第二十二条 保険助産師及び保険医は、妊娠婦の助産を行った場合には、遅滞なく、助産録又は診療録に、当該助産に関し必要な事項を記載しなければならない。

(処方箋の交付)

第二十三条 保険医は、処方箋を交付する場合には、所定の様式の処方箋に必要な事項を記載しなければならない。

2 保険医は、その交付した処方箋に関し、保険薬剤師から疑義の照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。

(適正な費用の請求の確保)

第二十三条の二 保険助産師及び保険医は、その行つた助産に関する情報の提供等について、保険助産所及び保険医療機関が行う助産の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めなければならない。

C. 保健師助産師看護師法 (改正案箇所のみ抜粋)

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 免許（第七条—第十六条）
- 第三章 試験（第十七条—第二十八条の二）
- 第四章 業務（第二十九条—第四十二条の三）
- 第四章の二 雜則（第四十二条の四—第四十二条の六）
- 第五章 罰則（第四十三条—第四十五条の三）
- 附則

第一章 総則

第一条 この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もつて医療並びに助産及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しく

はじよく婦に対する療養上の世話又は診療若しくは助産の補助を行うことを業とする者をいう。

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は助産師若しくは看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第四章 業務

第三十七条 保健師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。なお、臨時応急の手当をし、又は助産師が助産の業務に付随する必要な行為をする場合は、この限りでない。

第四十二条 助産師が分べんの介助その他の助産をしたときは、助産に関する事項を遅滞なく助産録に記載しなければならない。

D. 医師法（改正案箇所のみ抜粋）

目次

- 第一章 総則（第一条・第一条の二）
- 第二章 免許（第二条—第八条）
- 第三章 試験（第九条—第十六条）
- 第四章 研修
 - 第一節 臨床研修（第十六条の二—第十六条の八）
 - 第二節 その他の研修（第十六条の九—第十六条の十一）
- 第五章 業務（第十七条—第二十四条の二）
- 第六章 医師試験委員（第二十五条—第三十条）
- 第七章 雜則（第三十条の二・第三十条の三）
- 第八章 罰則（第三十一条—第三十三条の四）
- 附則

第一章 総則

第一条 医師は、医療並びに助産及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第五章 業務

第十七条 医師でなければ、医業（助産及び助産業を含む。以下同じ。）をなしてはならない。

第十九条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。正常分娩に関する産婦人科診療に従事する医師は、助産所での分娩（妊婦等の自宅等に出張して助産師が助産を行う分娩も含む。）の助産を行うために、助産を担当する当該助産所又は助産師の嘱託を妊婦等より求められた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

E. 医療法（改正案箇所のみ抜粋）

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 医療に関する選択の支援等
- 第一節 医療に関する情報の提供等（第六条の二—第六条の四の四）
- 第二節 医業、歯科医業又は助産業の広告（第六条の五一—第六条の八）

第一章 総則

第一条 この法律は、医療（助産も含む。以下同じ。）を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

第一条の二 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者的心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療（助産も含む。以下同じ。）のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受け

る者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

第一条の三 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。

第一条の四 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第一条の二に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

2 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

3 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師並びに助産師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療（助産も含む。以下同じ。）に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は助産師若しくは薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 病院又は診療所若しくは助産所の管理者は、当該病院又は診療所若しくは助産所を退院する患者（妊娠婦及び新生児も含む。以下同じ。）が引き続き療養（助産も含む。以下同じ。）を必要とする場合には、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、当該患者が適切な環境の下で療養を継続することができるよう配慮しなければならない。

5 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手の診療、研究又は研修のために利用させるよう配慮しなければならない。

第一条の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業（助産業も含む。以下同じ。）又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的かつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

第二条 この法律において、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のため助産業を行う場所をいう。

2 助産所は、妊婦、産婦又はじよく婦十人以上の入所施設を有してはならない。

第三条 疾病の治療をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を附けてはならない。

2 診療所は、これに病院、病院分院、産院その他病院に紛らわしい名称を附けてはならない。

3 助産所でないものは、これに助産所その他助産師が助産業を行う場所に紛らわしい名称を付けてはならない。

第二章 医療に関する選択の支援等

第一節 医療に関する情報の提供等

第六条の四 病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の診療を担当する医師又は歯科医師により、次に掲げる事項を記載した書面の作成並びに当該患者又はその家族への交付及びその適切な説明が行われるようにしなければならない。ただし、患者が短期間で退院することが見込まれる場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

- 一** 患者の氏名、生年月日及び性別
- 二** 当該患者の診療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名
- 三** 入院の原因となつた傷病名及び主要な症状
- 四** 入院中に行われる検査、手術、投薬その他の治療（入院中の看護及び栄養管理を含む。）に関する計画

五 その他厚生労働省令で定める事項

- 2** 病院又は診療所の管理者は、患者又はその家族の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。
- 3** 病院又は診療所の管理者は、患者を退院させるときは、退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスに関する事項を記載した書面の作成、交付及び適切な説明が行われるよう努めなければならない。
- 4** 病院又は診療所の管理者は、第一項の書面の作成に当たつては、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の有する知見を十分に反映させるとともに、当該書面に記載された内容に基づき、これらの者による有機的な連携の下で入院中の医療が適切に提供されるよう努めなければならない。
- 5** 病院又は診療所の管理者は、第三項の書面の作成に当たつては、当該患者の退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携が図られるよう努めなければならない。

第二節 医業、歯科医業又は助産業の広告

第六条の七 何人も、助産業又は助産所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

2 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害することができないよう、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

- 一** 他の助産所と比較して優良である旨の広告をしないこと。
- 二** 誇大な広告をしないこと。
- 三** 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。
- 四** その他医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定める基準

第六条の八 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産業又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項から第三項まで又は前条の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告をした者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告をした者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産業又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第二項若しくは第三項又は前条第二項若しくは第三項の規定に違反していると認める場合には、当該広告をした者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずることができる。

3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。